

家じまいを頼む業者の基準

見積もりを頼む前に、家族が確かめられることを5つにまとめました。

この基準は業者を順位づけするためのものではありません。満たしていれば、どの業者も同じように扱います。

項目	満たしている状態	家族の確かめ方
1 許可と提携	家庭から出る物を運ぶ「一般廃棄物収集運搬業」の許可を自社で持っているか、許可を持つ業者との提携関係を説明できる。買取をする場合は古物商の許可番号を示している。	許可番号と、許可を出した自治体名を聞く。京都市は許可業者の一覧を公開しています。「産業廃棄物」の許可だけでは、家庭の不用品は運べません。
2 料金の表示	作業費・処分費・車両・人員・追加作業の料金の目安を、ウェブサイトや店頭で示している。追加料金がかかる条件を書いている。	「一式〇円」だけの表示になっていないか。間取りや物の量で、どこから値段が変わるかを聞く。
3 見積書	訪問見積もりが無料か有料かを事前に伝える。作業・処分・買取・追加の条件を分けた内訳を、書面で出す。	見積書を紙かデータで受け取る。ほかの業者と比べてよいと言われるか。その場での契約を急がされないか。
4 解約の決まり	キャンセル料がいつから・いくらかかるか、作業後に追加の請求をしない条件を、契約前に書面で示す。	キャンセル料の発生日と金額を確かめる。自宅で結んだ契約は、クーリング・オフの対象になる場合があります。迷ったら消費生活センターへ。
5 託せる物の扱い	写真・手紙・貴重品・仏壇などの扱いを作業前に家族と決め、見つかった物を返す手順がある。まだ使える物を、買取・寄付・地域の人へ渡す道を持ち、行き先を説明できる。	「捨てないでほしい物」を事前に伝える欄や時間があるか。買取額が見積もりと別に書かれているか。

この基準を出している側の決まり

- 業者から成約手数料・紹介料を受け取りません
- 業者の推薦やランキングをしません
- 基準、確認した結果、収入源を公開します
- 個別の業者名を挙げた批判はしません
- ウェブ制作を担うUNIZとの関係も公開し、制作先かどうかで扱いを変えません
- 片付けの最中の家族に、家の活用を持ちかけません

業者のみなさまへ：参加のしかた

送っていただくもの	許可番号（一般廃棄物・古物商）または提携先の説明／料金の目安を載せたページや資料／見積書の見本／キャンセルと追加請求の決まり／託せる物・見つかった物の扱いの手順
確かめたあと	5項目を満たしていれば、区ごとの一覧に、許可などの客観的な情報と一緒に載せます。順位や「おすすめ」はつけません。満たしていない項目があっても、名前を挙げて批判することはありません。
費用	初年度の参加は無料です。勉強会や業者どうしの提携の場を始めるときに、定額の会費をご相談します（成約数で変わる手数料はいただきません）。

相続・契約・税・廃棄物の個別の判断は、専門家や公的窓口にご相談ください。この基準は、意見をいただきながら版を重ねます。